

小牧市内企業再投資促進補助金

(愛知県産業空洞化対策減税基金による補助制度と連携)

愛知県では、喫緊の課題である産業空洞化に対応するため、産業空洞化対策減税基金を原資に、企業立地、研究開発等を支援する補助制度が創設されています。

この減税基金による補助制度のうち、新あいち創造産業立地補助金のAタイプについては、長年にわたり地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、県と市町村が連携し、企業の再投資を支援する制度となっています。

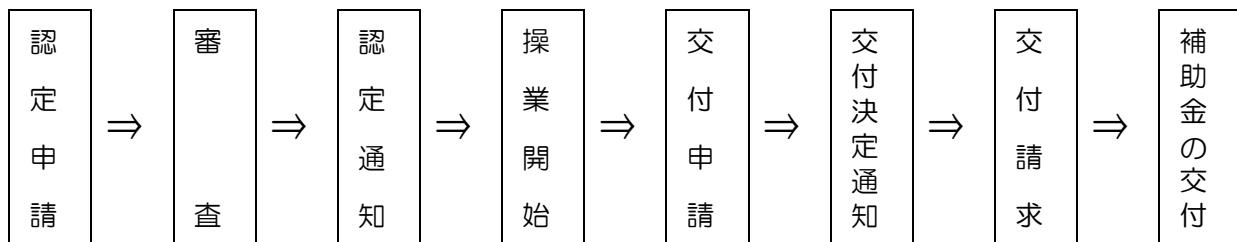
小牧市では、市内企業の流出防止及び雇用の維持拡大を図るため、愛知県と連携し、長年にわたり市内に立地する企業の再投資を支援します。

1 制度概要

補助対象	下記のいずれにも該当する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業 • 工場等が20年以上県内で立地していること。 • 10年以上市内に立地する工場等を有していること。 • 100人（中小企業は、25人）以上の常用雇用者数を有していること。	
対象分野	(1) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、口ボット関連分野 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針（令和6年4月1日施行）別表東尾張地域の項に定める業種（詳しくは3ページ目を参照してください。）	
交付要件	投資規模要件	【大企業】 固定資産取得費用（土地を除く。）が25億円以上であること。 【中小企業】 固定資産取得費用（土地を除く。）が1億円以上であること。
	雇用要件	【大企業】 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、100人以上の常用雇用者数を維持すること。 【中小企業】 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること。
	その他要件	• 過去に同一の工場等の同一事業において小牧市内企業再投資促進補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。 • 過去3年間で市税の滞納がないこと。
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く。）	
補助率	10%以内（県支援分は5%以内）	
限度額	10億円（県支援分では5億円）	
受付時期	新增設等の工事に着手する30日前までに、補助金交付認定申請をしていただく必要があります。	

- ※ 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。
- ※ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていることが必要となります。
- ※ 市が実施する「高度先端産業立地促進補助金」、「企業立地促進補助金」及び「中小企業次世代産業設備等導入補助金」との重複適用はできません。
- ※ 完全親会社とその子会社の間で売買又は賃貸をする事業は、補助の対象としません。
- ※ 操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、補助金返還の対象となります。
- ※ 過去に補助金の対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該グループの企業（自社を含む。）が工場等の新設又は増設をする場合の当該企業グループあたりの市が負担する補助金の額は、総額で10億円が限度となります。
- ※ 常用雇用者数とは、工場等を主たる勤務地とし、労働基準法第20条第1項の規定に基づく解雇の予告を必要とする者の数のことです。
- ※ 補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において企業名等を公表する場合がありますので、ご承知ください。

2 交付手続きの流れ（イメージ）



3 申請書類等のダウンロード

小牧市ホームページ（トップページ⇒事業者の方へ⇒企業立地・企業誘致・次世代産業⇒企業立地・企業誘致関係⇒企業立地・企業誘致関係の補助制度⇒小牧市内企業再投資促進補助金）から各種様式等をダウンロードすることができます。



① 小牧市ホームページ「小牧市内企業再投資促進補助金」

URL <http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chikkassei/kigyoariodhi/1/1/kakuyushojyokin/4210html>



② 愛知県ホームページ

「産業空洞化対策減税基金による補助制度について」

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/taxreductionfund.html>

【問い合わせ先】

小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地（小牧市役所本庁舎3階）

TEL : 0568-76-1135（直通） FAX : 0568-75-8283

E-mail : kigyouishin@city.komaki.lg.jp

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針（令和6年4月1日施行）別表東尾張地域の項に定める業種

輸送機械関連産業 :	11 繊維工業、16 化学工業(161 化学肥料、1624 塩、165 医薬品、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く)、18 プラスチック製品、19 ゴム製品、21 窯業・土石製品、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具(274 医療用機械器具・医療用品を除く)、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具(2962 医療用電子応用装置、2973 医療用計測器を除く)、30 情報通信機械器具、31 輸送用機械器具、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
繊維関連産業 :	11 繊維工業、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具(274 医療用機械器具・医療用品を除く)
電気・電子機器関連産業 :	11 繊維工業、18 プラスチック製品、19 ゴム製品、21 窯業・土石製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具、30 情報通信機械器具、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
機械・金属関連産業 :	11 繊維工業、16 化学工業(161 化学肥料、1624 塩、165 医薬品、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く)、18 プラスチック製品、19 ゴム製品、21 窯業・土石製品、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具、30 情報通信機械器具、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
健康長寿関連産業 :	9 食料品、10 飲料・たばこ・飼料(105 たばこを除く)、11 繊維工業、12 木材・木製品(家具を除く)、13 家具・装備品、14 パルプ・紙・紙加工品、16 化学工業(161 化学肥料を除く)、18 プラスチック製品、19 ゴム製品、21 窯業・土石製品、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械器具、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具、30 情報通信機械器具、31 輸送用機械器具、32 その他(323 時計・同部分品、3297 眼鏡(枠を含む)に限る)
新エネルギー関連産業 :	11 繊維工業、16 化学工業(161 化学肥料、1624 塩、165 医薬品、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く)、21 窯業・土石製品、22 鉄鋼業、24 金属製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具(274 医療用機械器具・医療用品を除く)、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具(2961 X線装置、2962 医療用電子応用装置、2973 医療用計測器を除く)、30 情報通信機械器具、31 輸送用機械器具、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
農商工連携関連産業 :	9 食料品、10 飲料・たばこ・飼料(105 たばこを除く)、11 繊維工業、12 木材・木製品(家具を除く)、13 家具・装備品、16 化学工業、18 プラスチック製品、24 金属製品、25 はん用機械器具、26 生産用機械器具、27 業務用機械器具(274 医療用機械器具・医療用品を除く)、28 電子部品・デバイス・電子回路、29 電気機械器具(2961 X線装置、2962 医療用電子応用装置、2973 医療用計測器を除く)、30 情報通信機械器具、32 その他(323 時計・同部分品、3297 眼鏡(枠を含む)に限る)
食料・飲料品関連産業 :	9 食料品、10 飲料・たばこ・飼料(105 たばこ、106 飼料・有機質肥料を除く)、14 パルプ・紙・紙加工品(1431 塗工紙(印刷用紙を除く)、1451 重包装紙袋、1454 紙器に限る)、18 プラスチック製品(1831 電気機械器具用プラスチック製品(加工業を除く)、1832 輸送機械器具用プラスチック製品(加工業を除く)、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品を除く)、21 窯業・土石製品(2114 ガラス容器に限る)、24 金属製品(241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品に限る)、26 生産用機械器具(2641 食品機械・同装置、2645 包装・荷造機械に限る)
住宅・建築物・同設備関連産業 :	11 繊維工業(116 外衣・シャツ(和式を除く)、117 下着類、118 和装製品・その他の衣服・繊維製品の回り品を除く)、12 木材・木製品(家具を除く)(123 木製容器(竹、とうを含む)を除く)、13 家具・装備品、16 化学工業(161 化学肥料、1624 塩、165 医薬品、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く)、18 プラスチック製品(1831 電気機械器具用プラスチック製品(加工業を除く)、1832 輸送機械器具用プラスチック製品(加工業を除く)、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品、1892 プラスチック製容器を除く)、19 ゴム製品(1933 工業用ゴム製品に限る)、21 窯業・土石製品(2114 ガラス容器、2115 理化学用・医療用ガラス器具、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具、2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器を除く)、24 金属製品(241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品、242 洋食器・刃物・手道具・金物類を除く)